



小美玉市告示第/22号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、小美玉都市計画ごみ焼却場を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和5年4月20日

小美玉市長 島田 幸



1 都市計画の種類

ごみ焼却1号 茨城美野里清掃センター

2 都市計画を変更する土地の区域

ア 削除する部分

小美玉市堅倉字小川道、びよう風池下、四ツ塚

3 縦覧場所

小美玉市都市建設部都市整備課

## 小美玉都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)の変更(小美玉市決定)

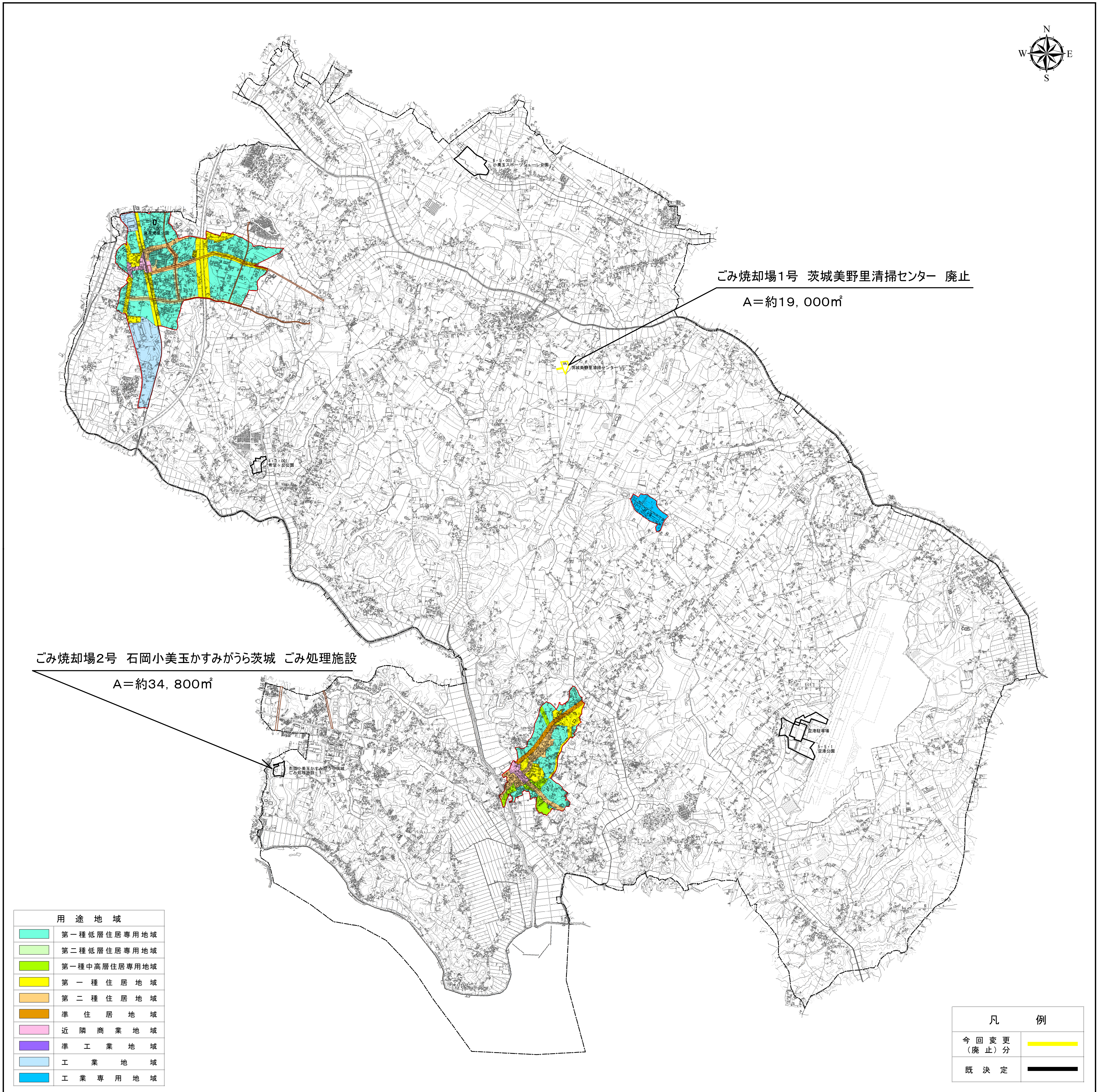
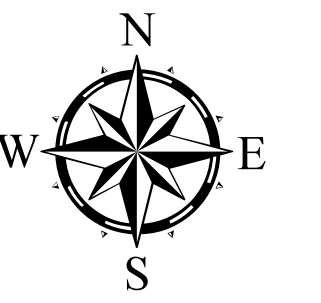
都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)中1号茨城美野里清掃センターを廃止する。

### 理由

広域化を推進するための石岡小美玉かすみがうら茨城ごみ処理施設が整備され、茨城美野里清掃センターが廃止となったため、都市計画の変更を行うものである。



# 小美玉市都市計画図



用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域

凡例	
今回変更 (廃止)分	
既決定	



1:25,000